

令和3年3月10日提出

今治市議会定例会（第2回）議案

今治市議会定例会（第2回）議案目次

議案番号	件名	ページ
9	令和2年度 今治市一般会計補正予算（第10号）	別冊
10	令和2年度 今治市墓園事業特別会計補正予算（第1号）	〃
11	令和2年度 今治市船舶交通特別会計補正予算（第1号）	〃
12	令和2年度 今治市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	〃
13	令和2年度 今治市介護保険特別会計補正予算（第3号）	〃
14	令和2年度 今治市公共下水道事業会計補正予算（第3号）	〃
15	今治市行政組織条例の一部を改正する条例制定について	1
16	今治市基金条例の一部を改正する条例制定について	5
17	今治市公営企業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定について	11
18	今治市給水条例の一部を改正する条例制定について	23
19	市営土地改良事業の施行について（江良地区）	27
20	船舶交通特別会計への繰入額の変更について	31

今治市行政組織条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月10日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

行政組織を改正しようとするもの。

今治市行政組織条例の一部を改正する条例

今治市行政組織条例（平成17年今治市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条上下水道部の分掌事務中第3号を削り、第4号を第3号とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

「参考」

今治市行政組織条例改正条項新旧対照表

新	旧
(分掌事務)	(分掌事務)
第2条 前条に掲げる部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。	第2条 前条に掲げる部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。
上下水道部	上下水道部
(1)～(2) 略	(1)～(2) 略
_____	_____
<u>(3) 雜用水に関すること。</u>	<u>(3) 簡易水道に関すること。</u> <u>(4) 雜用水に関すること。</u>

今治市基金条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月10日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

今治市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金を設置し、今治市簡易水道財政調整基金を廃止しようとするもの。

今治市基金条例の一部を改正する条例

今治市基金条例（平成17年今治市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1 今治市スポーツ振興基金の項の次に次のように加える。

今治市新型コロナウイルス 感染症対策利子補給基金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により融資を利用した者に対する利子の補給の資金に充てる。
-----------------------------	---

別表第1 今治市簡易水道財政調整基金の項を削る。

別表第3 今治市スポーツ振興基金の項の次に次のように加える。

今治市新型コロナウイルス 感染症対策利子補給基金	一般会計
-----------------------------	------

別表第3 今治市簡易水道財政調整基金の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第3の今治市簡易水道財政調整基金の項を削る改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

「参考」

今治市基金条例改正条項新旧対照表

新	旧																						
別表第1 積立基金	別表第1 積立基金																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>基金の名称</th><th>基金の目的</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今治市スポーツ振興基金</td><td>スポーツ施設の整備及びスポーツ振興事業の資金に充てる。</td></tr> <tr> <td>今治市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金</td><td>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により融資を利用した者に対する利子の補給の資金に充てる。</td></tr> <tr> <td>今治市港湾整備振興基金</td><td>港湾の整備振興及び市債償還等運営の資金に充てる。</td></tr> <tr> <td>今治市大谷墓園墓地管理基金</td><td>大谷墓園墓地の維持管理の資金に充てる。</td></tr> <tr> <td>今治市国民健康保険財政調整基金</td><td>国民健康保険事業の財源の調整及び健全な運営の資金に充てる。</td></tr> </tbody> </table>	基金の名称	基金の目的	今治市スポーツ振興基金	スポーツ施設の整備及びスポーツ振興事業の資金に充てる。	今治市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により融資を利用した者に対する利子の補給の資金に充てる。	今治市港湾整備振興基金	港湾の整備振興及び市債償還等運営の資金に充てる。	今治市大谷墓園墓地管理基金	大谷墓園墓地の維持管理の資金に充てる。	今治市国民健康保険財政調整基金	国民健康保険事業の財源の調整及び健全な運営の資金に充てる。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基金の名称</th><th>基金の目的</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今治市スポーツ振興基金</td><td>スポーツ施設の整備及びスポーツ振興事業の資金に充てる。</td></tr> <tr> <td>今治市港湾整備振興基金</td><td>港湾の整備振興及び市債償還等運営の資金に充てる。</td></tr> <tr> <td>今治市大谷墓園墓地管理基金</td><td>大谷墓園墓地の維持管理の資金に充てる。</td></tr> <tr> <td>今治市国民健康保険財政調整基金</td><td>国民健康保険事業の財源の調整及び健全な運営の資金に充てる。</td></tr> </tbody> </table>	基金の名称	基金の目的	今治市スポーツ振興基金	スポーツ施設の整備及びスポーツ振興事業の資金に充てる。	今治市港湾整備振興基金	港湾の整備振興及び市債償還等運営の資金に充てる。	今治市大谷墓園墓地管理基金	大谷墓園墓地の維持管理の資金に充てる。	今治市国民健康保険財政調整基金	国民健康保険事業の財源の調整及び健全な運営の資金に充てる。
基金の名称	基金の目的																						
今治市スポーツ振興基金	スポーツ施設の整備及びスポーツ振興事業の資金に充てる。																						
今治市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により融資を利用した者に対する利子の補給の資金に充てる。																						
今治市港湾整備振興基金	港湾の整備振興及び市債償還等運営の資金に充てる。																						
今治市大谷墓園墓地管理基金	大谷墓園墓地の維持管理の資金に充てる。																						
今治市国民健康保険財政調整基金	国民健康保険事業の財源の調整及び健全な運営の資金に充てる。																						
基金の名称	基金の目的																						
今治市スポーツ振興基金	スポーツ施設の整備及びスポーツ振興事業の資金に充てる。																						
今治市港湾整備振興基金	港湾の整備振興及び市債償還等運営の資金に充てる。																						
今治市大谷墓園墓地管理基金	大谷墓園墓地の維持管理の資金に充てる。																						
今治市国民健康保険財政調整基金	国民健康保険事業の財源の調整及び健全な運営の資金に充てる。																						

別表第3

基金の名称	会計名

今治市スポーツ振興 基金	一般会計
今治市新型コロナウ イルス感染症対策利 子補給基金	一般会計
今治市港湾整備振興 基金	港湾事業特別会計

今治市大谷墓園墓地 管理基金	墓園事業特別会計
今治市国民健康保険 財政調整基金	国民健康保険特別会計

別表第3

基金の名称	会計名

今治市スポーツ振興 基金	一般会計
今治市港湾整備振興 基金	港湾事業特別会計

今治市大谷墓園墓地 管理基金	墓園事業特別会計
今治市簡易水道財政 調整基金	簡易水道事業特別会計
今治市国民健康保険 財政調整基金	国民健康保険特別会計

今治市公営企業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月10日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

簡易水道事業に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を適用しようとするもの。

今治市公営企業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(今治市公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 今治市公営企業の設置等に関する条例（平成17年今治市条例第261号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

(地方公営企業法の適用)

第1条の2 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、簡易水道事業に法の規定の全部を適用する。

第2条中「水道事業」の次に「、簡易水道事業」を加える。

第4条第1項中「（昭和27年政令第403号）」を削る。

別表第1中「（第4条関係）」を「（第3条関係）」に改め、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）簡易水道事業

事業名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量
今治市簡易水道事業	関前岡村、関前小大下 及び関前大下の各地区 の一部	451人	300立方メートル

別表第2中「（第4条関係）」を「（第3条関係）」に改める。

(今治市特別会計条例の一部改正)

第2条 今治市特別会計条例（平成17年今治市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第1条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

(今治市情報公開条例の一部改正)

第3条 今治市情報公開条例（平成17年今治市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（水道事業管理者の職務を行う市長を含む。）」を「（公営企業の管理者の職務を行う市長を含む。）」に改める。

(今治市個人情報保護条例の一部改正)

第4条 今治市個人情報保護条例（平成17年今治市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「（水道事業管理者の職務を行う市長を含む。）」を「（公営企業の管理者の職務を行う市長を含む。）」に改める。

(今治市行政手続条例の一部改正)

第5条 今治市行政手続条例（平成17年今治市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「（水道事業管理者の職務を行う市長を含む。）」を「（公営企業の管理者の職務を行う市長を含む。）」に改める。

（今治市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）

第6条 今治市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年今治市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「（水道事業管理者及び工業用水道事業管理者の職務を行う市長を含む。）」を「（公営企業の管理者の職務を行う市長を含む。）」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

「参考」

第1条による今治市公営企業の設置等に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧																																				
<u>(地方公営企業法の適用)</u>	_____																																				
<u>第1条の2 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条</u>	_____																																				
<u>第2項の規定に基づき、簡易水道事業に同法の規定の全部を適用する。</u>	_____																																				
(設置)	(設置)																																				
第2条 法第4条の規定に基づき、水道事業、 <u>簡易水道事業</u> 及び工業用水道事業を設置する。	第2条 法第4条の規定に基づき、水道事業、 _____及び工業用水道事業を設置する。																																				
(組織)	(組織)																																				
第4条 法第7条ただし書及び地方公営企業法施行令_____第8条の 2の規定に基づき、公営企業に管理者を置かないものとする。	第4条 法第7条ただし書及び地方公営企業法施行令 <u>（昭和27年政令第403号）</u> 第8条の 2の規定に基づき、公営企業に管理者を置かないものとする。																																				
2 略	2 略																																				
別表第1 <u>(第3条関係)</u>	別表第1 <u>(第4条関係)</u>																																				
(1) 略	(1) 略																																				
(2) 簡易水道事業	_____																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">事業名称</th> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">給水区域</th> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">給水人口</th> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">1日最大 給水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今治市簡易水道事業</td> <td>関前岡村、 関前小大 下及び関 前大下の 各地区の 一部</td> <td>451人</td> <td>300立方メ ートル</td> </tr> </tbody> </table>	事業名称	給水区域	給水人口	1日最大 給水量	今治市簡易水道事業	関前岡村、 関前小大 下及び関 前大下の 各地区の 一部	451人	300立方メ ートル	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table>	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____
事業名称	給水区域	給水人口	1日最大 給水量																																		
今治市簡易水道事業	関前岡村、 関前小大 下及び関 前大下の 各地区の 一部	451人	300立方メ ートル																																		
_____	_____	_____	_____																																		
_____	_____	_____	_____																																		
_____	_____	_____	_____																																		
_____	_____	_____	_____																																		
_____	_____	_____	_____																																		
_____	_____	_____	_____																																		
_____	_____	_____	_____																																		

(3) 略

別表第2 (第3条関係)

略

(2) 略

別表第2 (第4条関係)

略

「参考」

第2条による今治市特別会計条例改正条項新旧対照表

新	旧
(設置)	(設置)
第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲 げる特別会計を、当該各号に定める目的のた め設置する。	第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲 げる特別会計を、当該各号に定める目的のた め設置する。
(1)～(3) 略 _____ — <u>(4)</u> ～ <u>(10)</u> 略	(1)～(3) 略 <u>(4)</u> <u>簡易水道事業特別会計 簡易水道事</u> <u>業</u> <u>(5)</u> ～ <u>(11)</u> 略

「参考」

第3条による今治市情報公開条例改正条項新旧対照表

新	旧
(定義) <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、 市長<u>(公営企業の管理者の職務を行う市長を含む。)</u>、教育委員会、選挙管理委員会、監 査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産 評価審査委員会、消防長及び議会をいう。</p>	(定義) <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、 市長<u>(水道事業管理者の職務を行う市長を含 む。)</u>、教育委員会、選挙管理委員会、監 査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産 評価審査委員会、消防長及び議会をいう。</p>
2 略	2 略

「参考」

第4条による今治市個人情報保護条例改正条項新旧対照表

新	旧
(定義) <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長<u>(公営企業の管理者の職務を行う市長を含む。)</u>、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。</p> <p>(2) ~ (7) 略</p>	(定義) <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長<u>(水道事業管理者の職務を行う市長を含む。)</u>、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。</p> <p>(2) ~ (7) 略</p>

「参考」

第5条による今治市行政手続条例改正条項新旧対照表

新	旧
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)～(2) 略	(1)～(2) 略
(3) 市長等 市長 <u>(公営企業の管理者の職務を行う市長を含む。)</u> 、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長並びにこれらの職員であって法令により独立に権限を行使することを認められたものをいう。	(3) 市長等 市長 <u>(水道事業管理者の職務を行う市長を含む。)</u> 、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長並びにこれらの職員であって法令により独立に権限を行使することを認められたものをいう。
(4)～(8) 略	(4)～(8) 略

「参考」

第6条による今治市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
(定義) <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市の機関 市長<u>(公営企業の管理者の職務を行う市長を含む。)</u> _____、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会並びにこれらに置かれる機関及びこれらの管理に属する機関をいう。</p> <p>(3) ~ (11) 略</p>	(定義) <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市の機関 市長<u>(水道事業管理者及び工業用水道事業管理者の職務を行う市長を含む。)</u>、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会並びにこれらに置かれる機関及びこれらの管理に属する機関をいう。</p> <p>(3) ~ (11) 略</p>

今治市給水条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月10日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

今治市給水条例に今治市簡易水道事業給水条例を統合しようとするもの。

今治市給水条例の一部を改正する条例

今治市給水条例（平成17年今治市条例第263号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「今治市水道事業」の次に「及び今治市簡易水道事業」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、次項の規定による廃止前の今治市簡易水道事業給水条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（今治市簡易水道事業給水条例の廃止）

- 3 今治市簡易水道事業給水条例（平成17年今治市条例第174号）は、廃止する。

（今治市飲料水供給施設条例の一部改正）

- 4 今治市飲料水供給施設条例（平成29年今治市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「今治市簡易水道事業給水条例（平成17年今治市条例第174号。以下「簡易水道事業給水条例」という。）第5条から第8条まで並びに別表第2、別表第3及び別表第4」を「今治市給水条例（平成17年今治市条例第263号。以下「給水条例」という。）第23条から第24条まで、及び第28条から第29条まで並びに別表第1、別表第2及び別表第3」に改める。

第5条中「今治市給水条例（平成17年今治市条例第263号。以下「給水条例」という。）」を「給水条例」に改める。

「参考」

今治市給水条例改正条項新旧対照表

新	旧
(趣旨) <p>第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）その他法令に定めるもののほか、<u>今治市水道事業及び今治市簡易水道事業</u>の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給水区域)</p> <p>第2条 <u>今治市水道事業及び今治市簡易水道事業</u>の給水区域は、別に条例で定める。</p>	(趣旨) <p>第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）その他法令に定めるもののほか、<u>今治市水道事業</u>_____の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給水区域)</p> <p>第2条 <u>今治市水道事業</u>_____の給水区域は、別に条例で定める。</p>

市営土地改良事業の施行について（江良地区）

市営土地改良事業を次のとおり施行することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月10日提出

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 土地改良事業の種類 ため池整備事業
- 2 工事施行地区 江良地区
- 3 施行年度 令和2年度～令和5年度
- 4 工 種 ため池
- 5 概算事業費 105,000,000円
- 6 施行方法 請負施行

「参考」

ため池整備事業（江良地区）

工事概要

ため池 1箇所（堤体工）

「参 照」

土地改良法（抜すい）

（土地改良事業の開始）

第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

船舶交通特別会計への繰入額の変更について

令和2年度今治市一般会計から船舶交通特別会計への繰入額を次のとおり変更する。

令和3年3月10日提出

今治市長 徳永繁樹

記

変更前の繰入額 71,286千円以内

(令和2年3月25日議決 議会第2回議案第51号)

変更後の繰入額 81,286千円以内

(追加額 10,000千円)

「参 照」

地方財政法（抜すい）

(公営企業の経営)

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第5条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てができる。